

尾張旭市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（尾張旭市商工会）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（財政援助団体監査）

2 監査の対象

平成 28 年度及び平成 29 年度の尾張旭市商工会（以下「商工会」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

3 監査の期間

平成 30 年 3 月 25 日から平成 30 年 4 月 26 日まで

4 監査の方法

商工会の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

商工会の事務及び当該団体に関する市の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 産業課）

(1) 平成 28 年度尾張旭市商工団体事業費補助金（以下「商工団体事業費補助金」という。）事業において、補助事業実績報告書に添付する事業報告書が要綱とは異なる様式を使用している。

商工団体事業費補助金交付要綱第 10 条において定められた事業報告書の様式を使用するよう指導されたい。

(2) 商工団体事業費補助金事業において、補助事業実績報告書に添付する収支決算書の説明内容と補助金対象事業支出内訳書の積算根拠や金額が一致しない部分が散見される。

收受した書類については内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。

(3) 商工団体事業費補助金交付要綱及び尾張旭市商業団体等事業費補助金交付要綱において定められている収支決算書の様式の項目が、「予算額」及び「予算額の積算根拠」となっている。

尾張旭市補助金等交付基準における収支決算書の標準例によると、「決算額」及び「決算額の明細」が正しい。

7 要望事項

少子高齢化の更なる進展に伴い、事業主の高齢化や後継者不足等により事業経営が困難となるなど、小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

このような状況に鑑みると、市内の商工事業者の支援を目的とする商工会については、その担うべき役割に変化が求められていると言える。

若い世代の働き方が変化していく中、例えば、若い起業家に対して、経営面での支援に限らず、必要な情報を即座に提供できる体制や、情報の交換・共有の場の整備など、その活動を商工会ならではの立場から支援する事業の充実も考えられる。

市が行う商工会への補助金交付事業は、商工会が行う事業への補助を通じて、市内の商工事業の振興と安定を図ることにある。商工会員であることのメリットを具体的に示すことで、会員数の一層の確保に努め、更なる地域活性化につなげられたい。